

目 標

多文化共生社会の実現

「多文化共生社会」とは、多様な価値観や文化を認め、国籍や民族、性別や出身などの違いを理由として社会的不利益を被ることがなく、一人ひとりが個人として尊重され、相互に対等な関係を築き、その持てる能力を十分発揮しつつ自己実現を目指して、社会参加できる創造的で豊かな社会。

基本視点

1 外国につながる市民※の人権尊重

国際人権規約の内外人平等の原則及び日本が批准している国際人権諸条約の趣旨を踏まえ、様々な国籍や民族、文化的な背景をもつ人々が相互理解を深め、互いの存在を認め合い、外国につながる市民の人権が保障され、差別や人権侵害を受けることがない人権に根ざしたまちづくりを進めます。

2 誰もが安全に安心して暮らせる

外国につながる市民が、地域の一員として日本人とともに安全に安心して生活するために、身近な生活に関する情報をしっかりと提供します。

また、サービスを提供する際は言葉の壁や生活習慣等の違いに配慮し、外国につながる市民が行政サービスを実質的に利用することができるよう環境整備に努めます。

本市の施策や事業の全てにわたり、常に外国につながる市民に対する視点を持ち、外国につながる市民が、安全に安心して生活することができるよう施策の推進に努めます。

3 多様な価値観や文化の尊重

外国につながる市民の多様な文化が尊重され、アイデンティティを肯定される環境を整備するとともに、大阪に暮らす全ての人びとが互いに尊重しながらともに自分らしく生きることができるまちをめざします。

4 多様性を魅力あるまちづくりにつなげる

外国につながる市民は支援されるだけの存在ではなく、地域の一員として大阪をともにつくる担い手でもあります。外国につながる市民がもたらす多様性を、活力あふれる魅力あるまちづくりにつなげるよう努めます。

また、大阪に暮らす全ての人々が、さらに魅力ある大阪にするために、お互いの文化を尊重し合い協働する意識をもってもらえるよう取り組むとともに、実際に協働できる環境づくりに努めます。

これらにより、外国につながる市民が本来持つ能力を十分に発揮し、主体的に地域活動や市政に参画しやすい環境づくりや、外国につながる市民の意見をまちづくりに活かすことが可能となります。

※本指針では、住民基本台帳法における「外国人住民」だけでなく、日本国籍を取得した人や戦前・戦後に日本に引きあげてきた人、親が外国籍である子ども、海外から帰国した子どもなど、国籍は日本であっても外国籍の人と同様の課題を抱えている場合があることから、これらの人々も視野に入れ、「外国につながる市民」「外国につながる児童生徒」という呼称を使用している。

多文化共生施策の基本的な方向性

情報提供・相談対応の充実

- ・外国につながる市民への情報発信の充実
- ・相談窓口の充実
- ・窓口対応スキル及び多文化共生に関する知識の向上

日本語教育の充実

- ・日本語学習の機会や場の充実
- ・日本語教育環境充実のための体制づくり
- ・地域活動への参加・参画につながる地域識字・日本語教室活動の実施

外国につながる児童生徒への支援の充実

- ・多文化共生教育の推進
- ・母語・母文化（継承語・継承文化を含む）の保障のための取組
- ・日本語指導などの学習支援の充実
- ・保護者・家庭への支援
- ・中学校夜間学級

災害に対する備えの推進

- ・防災知識の普及・啓発
- ・災害時の情報提供の充実
- ・災害時の支援体制の整備

健康で安心して生活できる環境づくり

- ・医療や保健、福祉分野など様々な行政分野における「やさしい日本語」での情報提供や多言語対応の充実
- ・職員の多文化共生に関する理解向上
- ・公的年金・公的医療保険の加入促進に向けた広報の充実
- ・多文化共生保育の実践
- ・在留資格にかかわらず適用される保健サービスの適切な提供、公衆衛生に関する正しい知識の普及啓発
- ・入居や就職・賃金等における差別に対する啓発
- ・留学生への支援

多文化共生の地域づくり

- ・多文化共生についての市民理解の促進
- ・生活ルールについての理解促進
- ・差別意識及び差別的行動の解消に向けた啓発
- ・外国人コミュニティやボランティア団体等が活動しやすい環境づくり
- ・外国につながる市民が活躍できるまちづくり
- ・外国につながる市民が行政に意見を伝えるための仕組みの検討
- ・公務員への採用